

第1節 一般廃棄物処理基本計画

1 計画の位置付け

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条の規定により、自治体が長期的・総合的な視点に基づいて計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針を策定するもので、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めています。

基本計画は、概ね5年ごとに改定するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合は見直しを行うこととされています。

本市では、前回の改定から5年が経過することや、廃棄物行政を取り巻く環境の変化及び様々な課題への対応を図る必要があることから、平成29年度を始期とする一般廃棄物処理基本計画を平成29年3月に策定し、市民・事業者・市の役割分担やごみの減量化に向けた目標等を明確にしたうえで、今後10年間で進めていくべき施策の方向性や具体的な取組を定めました。

2 計画の目標年度

計画期間は、平成29年度を初年度とする10年間とし、計画目標年度を平成38年度としました。また、平成33年度を中間目標年度としました。

計画は概ね5年後を目途に見直しを行うこととしますが、社会情勢の変化や関係法令等の見直し等、諸条件に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて見直すこととします。

3 基本方針と目標設定

(1) ごみ処理

ア 基本理念

～ごみを資源に みんなでつくる 循環型のまち きさらづ ～

イ 基本方針

① ごみの減量化・資源化の推進

本市のごみ排出量は減少傾向にありますが、今後のごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、いわゆる「3R」を積極的に推進し、ごみの減量化とリサイクル率の向上を目指します。

② ごみの適正処理と効率化の推進

排出されたごみは、収集運搬から中間処理、最終処分に至るまでの全ての過程において、より適正で安全な処理を目指すとともに、処理費用の抑制をはじめとする業務の効率化を図っていきます。

③ 市民・事業者等との協働の推進

市民・事業者・市がそれぞれの役割を担いつつ、共に取り組んでいくための体制づくりや、積極的な情報発信、意見交換などによる情報共有を図り、循環型のまちづくりを協働により進めます。

ウ 基本目標

① ごみ排出量（1人1日当たりごみ排出量）の削減目標

	現 状 平成 26 年度	中間目標 平成 33 年度	最終目標 平成 38 年度
1 人 1 日 当 たり ご み 排 出 量	1, 153 g	1, 040 g (△9.8%)	980 g (△15.0%)
家庭系ごみ	710 g	640 g (△9.9%)	600 g (△15.5%)
事業系ごみ	444 g	400 g (△9.9%)	380 g (△14.4%)

* () は、平成 26 年度に対する増減率

② リサイクル率の目標

	現 状 平成 26 年度	中間目標 平成 33 年度	最終目標 平成 38 年度
リサイクル率	25.3 %	32 %	35 %

(2) 生活排水処理

ア 基本方針

- ① 生活排水処理施設の整備と普及
- ② し尿・浄化槽汚泥の適正処理の推進

イ 基本目標

① 生活排水処理率の目標

	中間目標年度 平成 33 年度	最終目標 平成 38 年度
生活排水処理率	70.9 %	75.8%